

【総合領域】

研究論文

長崎の都市づくりにおける平和コンセプトの考察

—戦後初期の都市計画に着目して—

李 桓*¹

A Study on the Concept of Peace in Nagasaki's City Planning:

With a Focus on Reconstruction Plans soon after World War II

LI Huan

Summary

This paper looks at how the concept of peace was established and what points were emphasized through a check on Nagasaki's city planning in the early period after World War II.

Keywords : (Nagasaki's city planning, peace concept, reconstruction after World War II, International cultural city)

1. はじめに

被爆都市である長崎市にとって、「平和」のコンセプトは都市のイメージづくりに欠かせないもので、都市計画に積極的に取り入れられている。このコンセプトの形成と実態の解明は本研究の目的である。今日において、「平和」の主題が一層重要となる中、都市におけるその役割が問われる分野の一つであり、筆者は被爆都市である長崎をフィールドに考察し、「長崎総合科学大学紀要 第 61 巻第 2 号」において、戦後における社会的動向や取り組みなどに着目して、「長崎の都市づくりにおける「平和」コンセプトの考察—戦後初期の復興についての論説と動向に着目して」⁽¹⁾（以下において「前稿」と略称）と題した論文を発表した。前稿は主に新聞媒体に見られる言論や論説などを考察対象とした。続いて、本稿では戦後の都市計画に着目して考察していきたいと考える。長崎の戦後の都市計画は戦災復興都市計画からス

タートし、1949（昭和 24）年の「長崎国際文化都市建設法」の成立を重要な転換期に迎える。そこで、平和の機運が社会的に高まり、都市計画の理念が明確され、国による財政支援も得られた。このような情勢下において、都市には何かの新しい方向性が見出されなければならない。そこで何が検討され、どのような計画内容が進められたかについて考察することは本稿の主な目的である。本研究は今日の都市計画についての評価や、今後の計画の方向設定にとって必要であると考えている。

長崎の戦後初期の都市計画を知るための資料は様々にある。財団法人都市計画協会発行の「新都市」は参考資料の一つで、例えば第 5 巻第 8 号（昭和 26 年）は「長崎国際文化都市特集号」⁽²⁾（以下は「文化都市特集号」と略称）は「国際文化都市」の計画に関する報告資料となる。第 15 巻第 11 号（昭和 36 年）は「長崎県特集号」⁽³⁾で、長崎市の復興計画や国際文化都市計画に

*¹ 長崎総合科学大学 工学部 工学科 建築学コース 教授

2022 年 4 月 14 日受付

2022 年 6 月 14 日受理

ついでに、長崎市は「復興のあゆみ」⁽⁴⁾（昭和 35 年）を発行しており、同じ内容は建設省編「戦災復興誌」第九巻「都市編VI」（昭和 35 年）に収録されている。これらは戦後の復興計画や国際文化都市計画を知る基礎的な資料であると考えられる。石丸紀興（元広島大学教授、現広島諸事・地域再生研究所代表）による「長崎市の戦災復興計画と事業—いくつかの談話と資料による記録」⁽⁵⁾（1983 年）（以下「談話による記録」と略称）は戦後長崎の復興事業と都市計画に関わった人々に対するインタビューをまとめた資料で、復興計画の当事者による感想を知る貴重な資料である。近年刊行されている「新長崎市史」の第四巻現代編⁽⁶⁾と「長崎市議会史」の記述編第 3 巻⁽⁷⁾も長崎の戦後復興について再編しており、戦後の都市計画の実像を知る基礎資料になっている。本稿では既存資料をベースにして、①復興計画の概要、②国際文化都市についての解釈、③記念施設の計画、④国際文化都市建設事業についての反省、という点に絞って考察を行う。

前稿と同様、本稿は終戦から国際文化都市建設法が成立する頃までの期間を主な考察範囲としている。この時期は「平和」のコンセプトの萌芽期として、そこで行われる都市計画的な伏線は、それ以後の都市における該当コンセプトの定着と成長に大きな影響を与える時期であると考えている。今日における都市計画の在り方についての評価、そして被爆遺構の保存の検討などは、萌芽期におけるこのコンセプトの形成と定着の状態に関係するものと考えられる。「平和」は言葉の概念から、都市の諸機能、諸空間と結び付くことによってこそ、都市に根差したコンセプトとして定着し成長するのである。そして機能面においても空間面においても、重層的に編み出されることによって、実態のある都市的な場として、平和の精神を醸成するために役割を果たすのではないかと考える。

前稿でも触れている新木武志の「長崎の戦災復興事業と平和祈念像建設—長崎の経済界と原爆被災者」は、新たな観点から長崎の戦後の復興行政の在り方を分析する重要な研究であり、当時、一種の流行語でさえ読み取れる「平和」は「国庫補助や市民上層部の集いのためのスローガン」⁽⁸⁾と指摘した。本稿での考察範囲は新木の研究と重なるものが多々あるが、筆者は、「平和」の

コンセプトが如何に都市計画に反映されるべきか、という見通しを得るために都市計画の来る道への考察を通して探らうとするもので、狙いは新木の研究と同じではないと考える。長崎をフィールドにした研究に対して、被爆都市広島に関する研究は分野も量もはるかに多く、今後の対照研究をしたいものであるが、筆者の視点から触れておきたいものは石丸紀興の都市計画分野での一連の研究である。その「広島は平和都市・平和記念都市として復興・展開してきたか—広島都市思想と要請されている役割」⁽⁹⁾は、「平和都市思想」の観点から広島の戦後の都市計画を再評価し、「今こそ真に平和都市、平和記念都市の姿とはどのようなことかを求め、今後少しでも追及していくことが残されている」と都市計画の課題を指摘する。筆者の問うところとはそれと共通点があると考えられる。人文学の分野では、例えば仙波希望の「〈平和都市〉空間の系譜学」⁽¹⁰⁾や西井麻里奈の「広島復興の戦後史—廃墟からの「声」と都市」⁽¹¹⁾は戦後広島の平和都市の変遷や復興を独自の視点から分析し、都市の表層では見えない一面を照らし出している。理念と復興実態との位相の差がともかくとして、「平和」を都市空間の中で意図的に具現しようとする狙いは復興の歴史に見られる傾向であるが、両者の関係を原点に戻して再考することが求められていると感じる。

2. 戦後初期の復興計画の概要

終戦後、1945（昭和 20）年の 11 月 12 日に、全国に 115 の戦災都市が決定され、同年 12 月 30 日に「戦災復興計画基本方針」が閣僚決定され、国による復興都市計画の指導方針が明確になる。長崎市は戦災都市の一つとして、その復興計画は県と市との協力で行われ、国の方針に準じて計画案が作成される。内訳、土地区画整理、河川水路、軌道、ガス、公園などの事業は県が実施に当たり、街路、上下水道、その他の事業は市が執行する、という分担になっていた。図 1 は、土地区画整理設計図で、復興計画の範囲、道路網、公園などの情報が示されるものである。

復興計画案の作成に携わった中心人物の一人は矢内保夫であった。矢内は昭和 19（1944）年の秋に京都から長崎に赴任し、長崎県の軍都整備事業に携わった人物で、戦後は復興事業にも大きく関わった。氏による「長崎の

復興事業」⁽¹²⁾の文書の中で次のように回想している。

「(1945年)9月の初頃、本省から復興計画を持って来いという。何が復興計画だと考えたが、原子爆弾で死んでいないことを示しておかなければと思ひ返し上京した。復興の区域をどうするか、…市街地の焼けた所から浦上駅前付近まで、約60万坪位…を区域として1万分の1の図面に色を塗って上京した。…当時はまだ課長であった今泉さんが、私が上京後色々考えて見ると浦上駅までというのは少し消極的だ、もっと景気よくやるべきだという結論ですぐ私の後で上京され、180万坪の区域に決定した。…街路その他の計画は中々容易に構想がかたまらない。とにかく、何でも良いから自分の思う通りのものを使って見ようと考え1万分の1の図面にほぼ現在通りの計画を作った」と。1万分の1の図面とは、昭和4年に行われた長崎の都市計画の図面のことである(図2)。この図面をトレースして復興計画図を作図した、ということであろう。

長崎市編「復興のあゆみ」には次のようなことが書かれている⁽¹³⁾。

「復興計画については、昭和4年決定を見た地域について再検討を要するのであるが、詳細な調査検討する余裕がなかったため、取敢えず土地利用を従前の地域を基礎として決定した。即ち商業地域としては既定のものとなる変化はなく、長崎駅前以南の平地部分の全部を商業地域とし、之より以北の浦上方面大橋に至る区間は従来路線的商業地域としていたが、浦上駅前近は長崎市の副都心として商業的に発展することを予想し、駅前一帯を商業地域とした。又城山町中央部及び稲佐町三業地帯は之を商業地域として残すことは前と変りない。

住宅地域も決定のものとした変更はなく、大体に於いて丘陵の傾斜地を之に当てることとし、高燥閑静な住宅地とすることとした。市内中央部の一部、即ち県庁、市役所間の高台は従来住宅地であったが、この一部は公館地区とした。

工業地域は浦上川沿ひの現三菱関係の工業地帯及び対岸三菱造船所を主とする既定工業地域は、三菱兵器の賠償工場指定と軍需品関係工場の転換縮小により、一部工業地域を縮小しても差し支えないこととなったので、浦上駅前の一部を商業地域とし、駒場町、松山町一帯を大公園として計画し、工業地域より除外することとし

た。」

上の資料から分かるように、長崎の復興計画は昭和4年以來の戦前の都市計画を踏襲したもので、一部分の工場用地を公園用地に転換したが、大きな改変は行われなかった。これは復興計画の概要である。

矢内は「新都市」第一巻第九号(昭和22年)に、「長崎の復興計画」⁽¹⁴⁾と題して、その復興計画案について論文発表をした。その中で、長崎市の将来の在り方について、一、商業都市(観光貿易等)——歴史的东西である。二、工業都市。三、港湾都市(水運、貿易、水産等)。四、地方中心都市(官庁、学校等)、の四つが挙げられ、これを「均整ある——あらゆる要素を備えた——都市」と見た。

「将来はどのようになるか、七百年の歴史を持ち、今日にまで発展した都市が、その性格を変えるが如く事は考えられない。したがって、一、適当な工業を持ち、二、貿易を主とし、地方中心都市として商業の発展を見、三、水産業の基地としての特色を持ち、四、文化の中心地としての体裁をととのえ、五、雲仙を背景とする観光都市として復興するものと予想される。これ等各要素はその比重の点において、幾多の変転を見られるが、従来もそうであった様に、今後も総合的な都市の特徴として、その欠を補いつつ、健全な発展を続けるものと思われる。ただ、地形上、発展しきった都市としての形態を持っているから、著しい量的の膨張は見られないと思われるが、質的の発展は期待せられるものが少なくない」と。矢内の考えは当時の長崎の行政、経済界の多くの考えと一致するものである。この論文発表の昭和22(1947)年頃は、日本国新憲法の実施を機に、「平和」の言葉は頻りに新聞に出るようになったことが、筆者の前稿の考察で触れた。しかし、矢内のこの発表には平和のコンセプトについて述べることはなかった。

矢内の復興計画案は、松山町、駒場町一帯を大きな公園地帯にした。これは戦前の都市計画になかったものである(図2)。この新しい公園計画について、以下のような説明がなされている。

「復興計画に当たっては少なくとも10%以上の(公園)面積を留保する事とした。長崎市に於いても、従来は平地に殆んど公園が無かったのであるが、大公園は別として、近隣公園を多く造成するに努めた。…焼跡及び

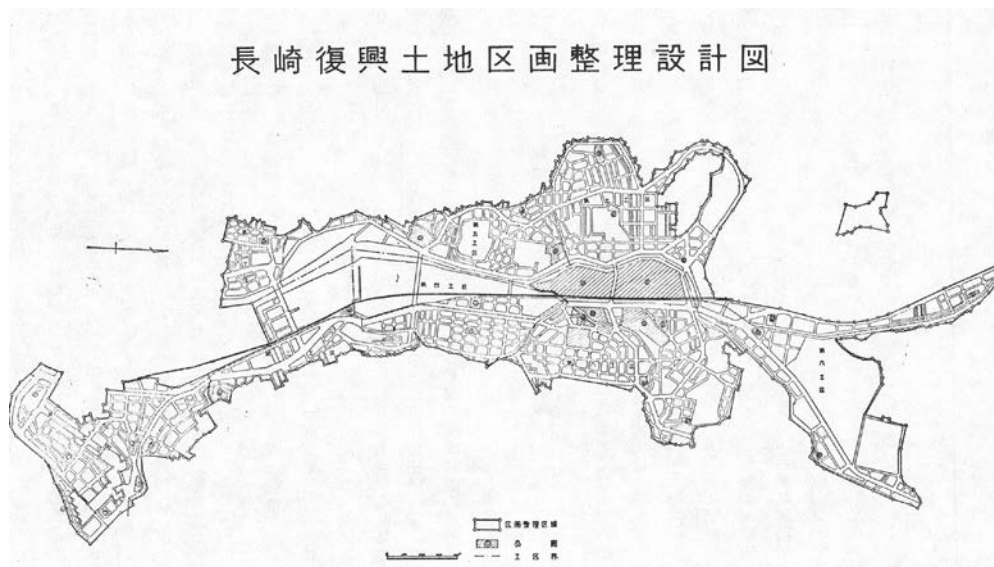


図1 長崎復興土地区画整理設計図 (出典：『戦災復興誌』第9巻)

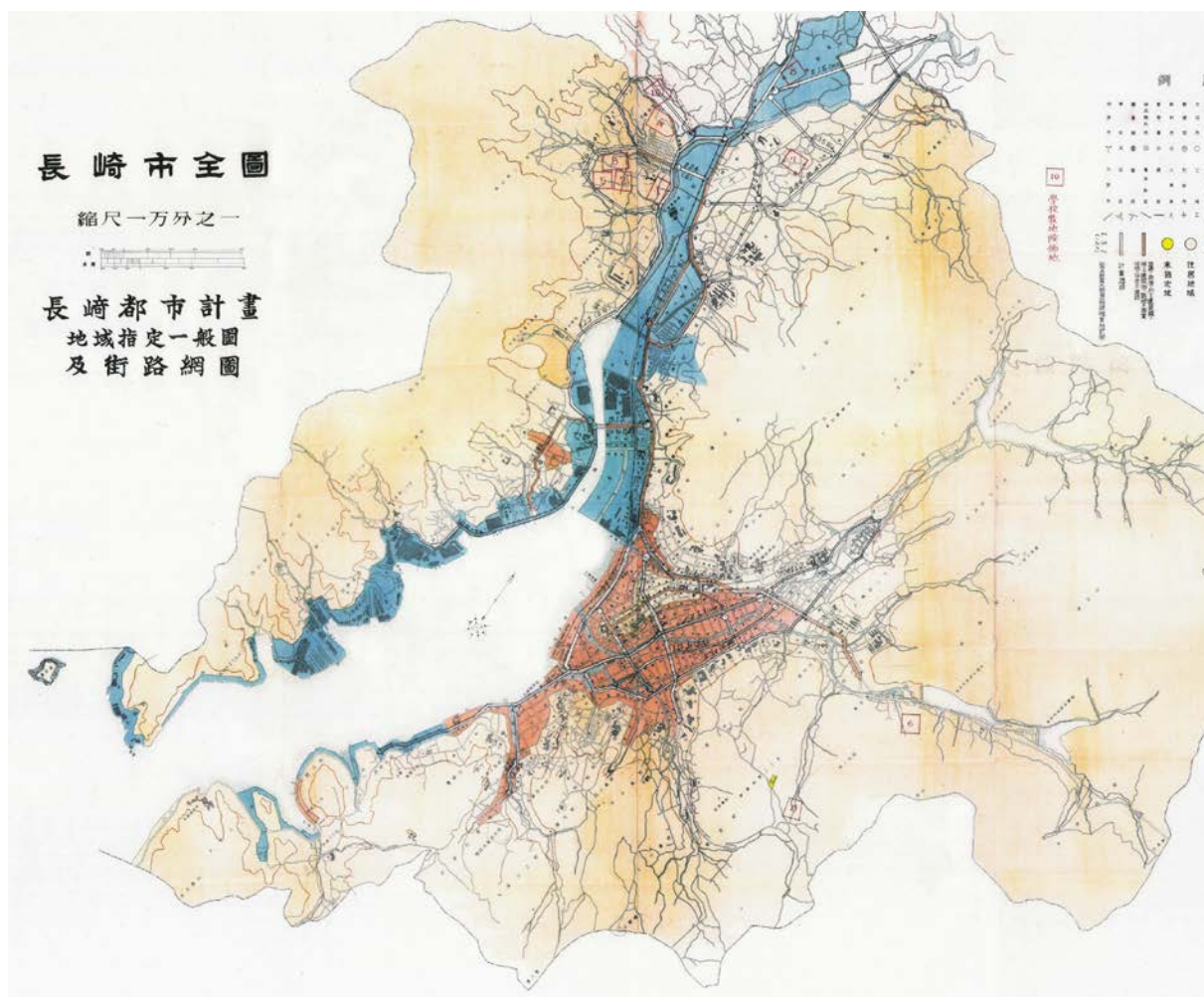


図2 昭和4年の長崎市の都市計画地図 (資料由来：長崎県都市計画課)

疎開跡地を利用する事に依り、可成り十分な計画を樹立し得るのであるが、その最大なものは、松山町、駒場町方面一帯の土地に総合運動場、之と接続して設けられた大公園である」と。公園計画を重要視される国の方針のもとで、原爆の焼跡を公園用地に転換することが大公園計画の着想に着いたのが動機だったかもしれない。この大公園はやがて以降の「平和公園」へ発展していく。

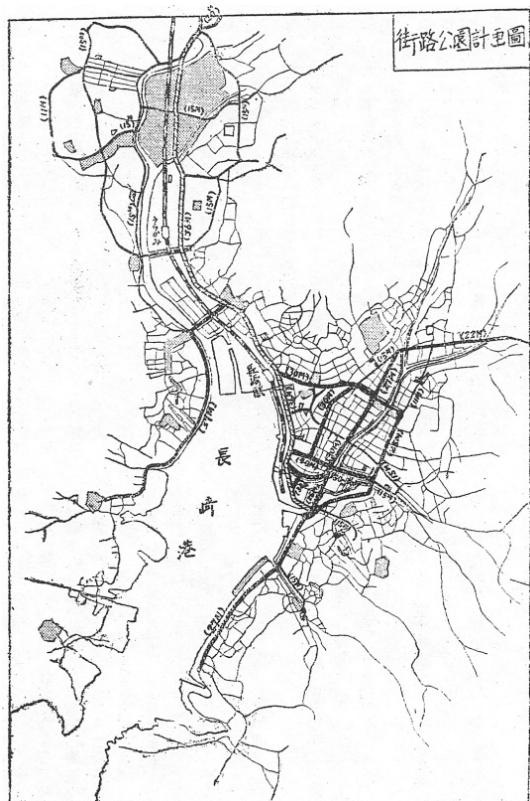


図3 長崎の復興街路公園計画図
(出典：「新都市」第1巻第9号)

3. 国際文化都市について

「長崎国際文化都市建設法」は1949(昭和24)年5月11日に国会で可決され、長崎での市民投票を経て、同年8月9日に公布となる。「国際文化都市とは何か」と題する市民の紙上討論については前稿において考察したが、行政が「国際文化都市」をどう解釈し、どのように都市計画に反映させたのかについては、「文化都市特集号」を通して考察していきたいと考える。

「長崎国際文化都市建設法」⁽¹⁵⁾の成立は、長崎市の都市計画に新たな転換の契機がもたらされると言えよう。この特別法では、第一条「国際文化の向上を図り、恒久

平和の理想を達成するため、長崎市を国際文化都市として建設することを目的とする」、第三条「国及び地方公共団体の関係機関は、国際文化都市建設事業が第一条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない」とある。計画に関わる理念、目的、そして財政が明確に決定されるのである。

しかし、この重要な契機に際して、都市計画についての根本的な見直しが行われなかった。戦前の都市計画に基づいた復興都市計画が刷新されることなく、そのまま国際文化都市計画として継続された。ただ、国際文化都市計画の目玉として、爆心地周辺の大公園に「記念事業」が持ち込まれ、そこに文化会館、文化公園、運動公園が建設されることになった。旧態依存の都市計画であったため、例えば「長崎国際文化都市建設事業地区区画整理現形予定図」(縮尺六千分の一)と「長崎復興都市計画図」(縮尺六千分の一)を見比べても、両者の違いは分からないほどである。この2種類の図面は長崎県立図書館で閲覧できる。なお、国際文化都市法成立後計画は戦災復興都市計画より多少の変化については、「長崎復興のあゆみ」に説明があり、ここで触れることを省略する。質的な変化はなかったと言える。

「文化都市特集号」における国際文化都市の計画、建設について、行政経済界や専門家などによる発表のうち、長崎市建設局長成瀬薫による「長崎国際文化都市の建設」、長崎県土木部都市計画課長入江繁樹による「都市計画」、長崎復興工事事務所長山岡順二による「長崎復興六年」の三篇は、復興事業と国際文化都市計画の基本的な内容に関するものである。入江は「国際文化都市」の意味についてこのように述べている。「その定義に就いては各方面で色々な議論が出されたが今尚結論が出ていない。…結論は一寸出ないかも知れないが、それが如何なる都市であるせよ、その基盤となるものは都市計画であろう、家屋が密集し雑然とした姿の文化都市は考えられない、国際文化都市を目標とするならば、此際根本的な都市計画を立案し、之を実施に移すことを真剣に考慮すべきである。現在施行中の都市計画事業は戦災復興事業を主体とし、記念事業重要幹線街路排水事業等である、この記念事業が特別法施行に依り追加された」⁽¹⁶⁾と。石丸紀興による「談話による記録」の中で、「イン

タビュー5 向井武治氏」には次のような内容が書かれている。質問（石丸）：「平和都市づくりということではどういうことを意識されましたか」。答え（向井）：「区画整理については国際文化都市ができたからといって特に関係はないですね。まあ公園施設とかなんとかは、区画整理事業でやらずに、あれは国際文化都市建設計画の中でやって、記念事業としての補助を受けて市がやりました。一番初めの外枠づくりは戦災復興でやって…。」⁽¹⁷⁾とある。向井武治は戦後、復興工事事務所に勤務された方である。

国際文化都市建設法の成立は、都市計画を新しいコンセプトのもとで見直す貴重な契機だと見ても良い、と筆者が考えるが、結果として「国際文化都市」という新しいコンセプトは区画された公園区域の中で「記念事業」というプロジェクトに集約されてしまい、都市計画そのものに改革がもたらされなかったことが、上の考察から分かる。

長崎復興工事事務所長山岡順二による「長崎復興六年の歩み」の中には、「（被爆が）終戦の素因を作り、ひいては戦争放棄の日本新憲法制定の動機となった。原爆都市長崎は、平和と文化運動の基地として重大な意義を有するものであるから、国際文化交流の中心地として世界平和推進の学究の聖地として、将来平和社会の理想郷としての環境と施設を整備し、長崎国際文化都市として建設すべきである…」とある。平和と文化運動の基地として長崎を「国際文化都市」として整備することの意義が挙げられるが、六年間の建設の歩みを述べた後、その結語の中で「国際文化都市としての建設は、その文字の含む意義の広汎で難解であるように如何なる規範においては如何なる性格の都市を、如何なる形式において建設していくかは、なお問題を残すことが多く、難事業たるを免れない」⁽¹⁸⁾と難しい心情を表した。

長崎市長田川勉による「長崎市特集号の発刊によせて」には、「長崎市民は原子爆弾によるあの悲惨な状態を身を以て体験し、戦争の罪悪をしみじみ味わったのであるが、かかることを再び繰り返さないことを全世界人に伝え、永久平和を招来することを念願しその実現に努力することを誓ったのである。之がためにはどうしても文化向上以外途がないと感じ、長崎が泰西文化の導入の基地であった関係から最適の地と確信した次第」、そし

て、「精神文化と物質文化は必ず併行しなければならないが、…我々は徒らに他力本願に依らんとするものではないが、過去二ヶ年に於ける物的援助は必ずしも満足すべきものではなかったのである。…兎に角、特別法は決して無意味ではなかったことを考え、…広島と共に、今世紀に於ける最も意義深い原子の都市については、特別の考慮が払われてしかるべしと思う」⁽¹⁹⁾とある。「文化都市」こそ平和の基礎であり、その実現に努力したいとしつつ、その実現には物質が欠かせず、更なる物的援助の必要性が特に強調された。

長崎市議会議長脇山寛による「文化都市長崎」には、「今日の文化都市換言すれば近代的都市というべき新しい形体の都市を打ち建てるとすれば、諸種の条件が派生して来るのであって、真に文化的近代都市はいかなる標準に基づいて計画されるべきかが大きい課題であろう。例えば社会環境の点から住みよいきれいなしかも秩序と平和に満ちた都市の形体が望ましいのである。…かかる意味において、長崎市の文化都市建設を企画すれば、それには強固な経済的裏づけが絶対条件であり、それなくしては到底実現は困難である」⁽²⁰⁾とある。これは経済的な基礎の重要性を強調したもので、田川市長が求めた物的支援に趣を同じくするものである。この「平和に満ちた都市」とは「文化都市＝近代的都市」の実現された時の結果と見られており、プロセスを通して形成していく観点が欠けているように感じる。そして、経済を「平和」と「文化」の絶対条件とし、経済こそ主眼に置くべき、という論理が強く見られる。

市建設局長成瀬薫による「長崎国際文化都市の建設」には、「国際文化なる語呂のよさになれて唯聞き流してしまい勝ちになる恐れがある。それは市民の生活の隅々から浸み出たものでなく、唯都市を物としての繁栄させるためののみ急であるためであって、人間の心を継ぐ精神的な要素が都市構成を通じて機能的に建設面に打ち出されてこそ住民に親しまれるのではないだろうか」⁽²¹⁾とある。都市計画へ反映させることの重要性が意識されているようだが、どのように都市計画を通して実現していくかについての検討はなかった。その発表文章の中身はほぼ復興計画についてまとめたもので、都市計画の根幹に触れることはなかった。

以上の考察で分かるように、「国際文化都市」につい

での理解と解釈は、行政レベルにおいては不確定で曖昧で経済よりの傾向であり、「平和」のコンセプトはそれほど明確な位置づけが見られない。イメージづくりの目玉として、「記念事業」が行われたが、都市における構造的刷新はなかった。

4. 記念施設について

長崎国際文化建設事業の中で、文化会館、文化公園を含めた記念施設が事業の目玉として追加されることになったことを以上で見た。以下においてはこの「記念施設」の計画について考察を加える。

「文化都市特集号」において、入江による「都市計画」の中には、「記念事業は国際文化会館と記念公園建設事業である、之は特別法施行に依り、中央政府で取り上げて貰ったもので、現在の處国際文化都市建設の一枚看板となっている、此事業は原爆が落下した右地点を中心に約六万坪の緑地が確保してあるので、四万四千坪は公共施設事業で総合運動場を築造し残り一万六千坪を記念公園とし、此の中に建坪千四百坪の記念会館を建設する計画となっている、目下具体案は研究中である」⁽²²⁾ というような説明がある。大公園の考えは当時の復興計画にあって、記念事業が中央から与えられたので、建設の敷地を大公園の中の一部（1400坪）にした。

成瀬による「長崎国際文化都市の建設」の中に、記念施設となるの計画内容が紹介されている。「文化会館」については、「長崎市民としては惨害の地を永遠に記念すると共に、内外人が長崎に集まり世界平和と文化交流の機会に恵まれるような施設として、設けようとするものである。その内容としては全国的或は、国際的な各種の会合に利用出来る大会議室を持ち、長崎市史や長崎に由緒深い外国史、原爆資料を集めた展示室及び文化関係団体の事務局等を一堂に設けて国際文化交流の役割を果たしうると企画された」と説明される。そして、「文化公園」については、「自然を再現する景観美を以って造園せんとするものである。未だ具体的内容の決定に至っていないが、丘陵に配するに森、森と池々と河水を配してその内に自然の靈氣に触れられる環境を造成するように計画され、而かも文化会館による建築式技巧と調和を図り、一体化されるように計画が進められている」と。さらに、「運動公園」については、「スポーツ

を通してその精神的結合を図り、世界平和に寄与しうる環境を造るために、各種目の競技を一堂に会して開催し得る規模を持つ総合運動公園を目指しまして着工されている。各競技場はナンバーワンであることが全国的競技、若しくは世界的なものを長崎に持ち来り、そこにかもされるスポーツマンシップがやがて精神的な交流の基へと念願している」⁽²³⁾、と説明される。

「記念事業」は、矢内による復興計画の中の「大公園」の中で計画されるようになっていた。この案のほかにも、初期の検討の段階で別の案もあった。以下、この別案を考察してみる。

石丸による「談話による記録」の「インタビュー1 今泉佳三郎氏」の中に次のようなことが書かれている。質問（石丸）：「平和公園と今になってますが元は浦上公園っていうんですか、あれはどのようなことから発想されたんでしょうか。最初から原爆を記念するような考え方であの公園を設定されたんでしょうか」。回答（今泉氏）：「そうです。ただ私はね、むしろ旧市内に關係のある所がいいんじゃないかといってたんです。というのは、復興事業になりますと、復興に全部金をつぎ込んで、旧市内というのはちっとも潤わないからね、そういう政治的な気持ちもありましたね」。質問（石丸）：「どの辺の土地に公園を計画されたんですか」。回答（今泉）：「図書館の裏、立山の所に戦災記念公園をやったらどうかとね」。質問（石丸）：「公園としては斜面上にですか」。回答（今泉）：「ええ、斜面で。長崎港一望ですしね。市全体にいい記念になるんじゃないかと。上に公園があったんです。今は高等学校になってますが。」⁽²⁴⁾ …対話の中で言われた図書館裏の場所とは、現在の長崎東高校と立山公園のある一帯の場所だと考える。原爆によるダメージは北部が著しく、旧市街のある南部は相対的に軽かく、復興事業から除外される地域もあった。上の今泉の考え方は、記念事業の潤いを旧市街のある地域にも落とそうとする趣が強く、計画的な論理性は明らかにされていない。

「文化都市特集号」に、早稲田大学秀島乾による「国際文化施設」⁽²⁵⁾の論文は、氏の観点からの計画案が述べられている。秀島の案は「国際文化会館」と「国際文化公園」が別々の場所において検討された。国際文化公園は爆心地公園周辺において検討されたが、国際文化会

館の立地については、都市全体において八つの場所を対象として検討が加えられた(図4)。そこで国際文化会館の性格については次の点が挙げられている。「一、国際平和運動の具体的実践としての平和会館及び文化交流の場として。二、会館は長崎国際文化都市構成の中核的な性格と位置を保持しその規模は国際的なスケールを保有すべきものとする。三、規模は収容人数 3000 名の議場兼オーディトリウムを中心とする国際的社交場としての諸施設の完備。四、都市全体のアクセントとしての都市造形的立地と高度と意匠。五、長崎港、長崎駅、原爆地点、行政都心、文教都心、厚生都心、観興都心、観光ホテル、自由港区及び各名所古跡との総合統一的な立地地点とする。六、都市全体の構成に関しては一応検討を留保するが方針としては現都市計画案にプラス国際文化都市計画案を考察する」と。

そして、用地の選定条件としては以下の点が挙げられた。「①都市構成のセンターであること。②原爆地点に近隣であること。③各都心区の統一的位置にあること。④交通起点(船、鉄道、車、航空)に至便であること。⑤都市造形的に中心であること。⑥市民の誘致に便利であること。⑦史跡の立地に劣らざること。⑧近隣の環境が適当な文化性を持つこと。」

検討した八つの場所のうち、H 地点、つまり今の旧県庁舎跡地という場所は最適の立地とされた。その理由については、「公館都心区のセンターとして用意せられた都市の中心部であり又日本近代文化発祥の原点出島史跡に接続し、都市造形上、交通及び他の都心区との都市計画的な位置も最適の地点である」と述べられる。しかし、この地点は既に県庁用地として決められていたため、H 地点の案はそこで終わった。

検討された八つの地点のうち、今泉が挙げた「図書館の裏」という場所は含まれていない。

秀島による立地計画の検討は十分とは言えないが、従来の復興都市計画に縛られることなく、むしろ「国際文化都市」という新しいコンセプトにおいて吟味して、新たな都市センターの形成を通して、従来の都市計画を変える可能性を示唆した、と感じられる。しかし、この「公館都心区」と言われる中心的な場所は、官公庁街として位置づけられてしまい、「国際文化」或いは「平和」の視点による新たな機能と空間の計画はなかった。

秀島による国際文化公園の提案は図5の通りである。用地は復興計画の中の「大公園」となる場所で、既に長崎が決定した場所である。この国際文化公園の中に国際文化会館を含めた複数の施設が計画されたのである。計画のコンセプトについては次のようなことが書かれている。「原爆終符地としての記念性それは当時の追憶から生まれる世界平和への希念の精神的感動であると共に発展的には国際平和運動交流の地としての長崎市の使命を表象して厚生文化の総合公園」とある。その構成は地形を考慮して次の三部分が構想されている。一、芸術文化園。うち国際文化会館、原爆記念塔、原子科学研究所、国際民芸陳列館、渡来文化歴史館、野外劇場、音楽堂、児童文化会館などが含まれる。二、体育文化園。うち記念広場、競技場、野球場、水泳場、各種競技場、体育館、国際クラブなどが含まれる。三、科学博物園。国際的な動植物園を地形を活用して計画し特に科学的蒐集を置いて展示する。

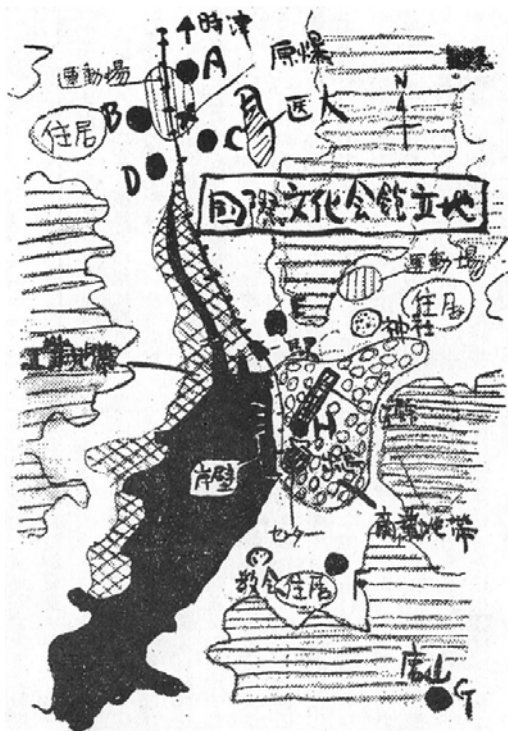


図4 秀島による国際文化会館立地の検討
(出典:「新都市」第5巻第8号)

秀島のスケッチ(図6)はやや現実離れのところが否めないが、様々な側面から重層的に「国際文化都市」のイメージを捉えようとする趣が評価できる。そういうよ

うな多面的な展開は、区画された公園内ではなく、都市の中で検討されれば、「国際文化」の概念と都市との接点をもっと得られるのではないかと考える。

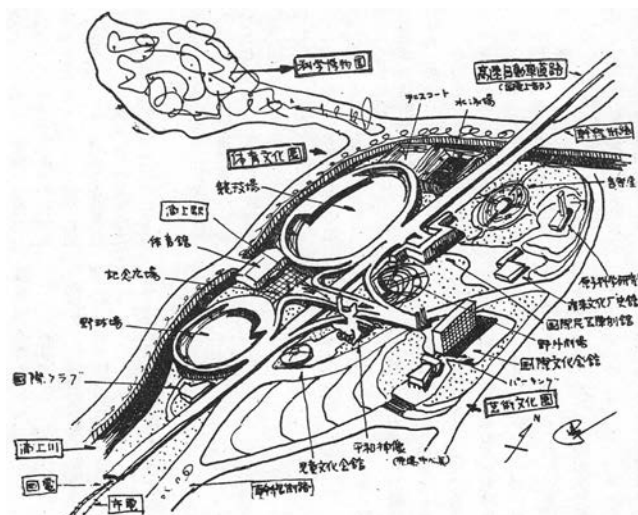


図5 秀島による国際文化公園の計画図

(出典：「新都市」第5巻第8号)

5. 国際文化都市計画についての反省

国際文化都市計画の事業についての客観的な検証はもっと行われてなければならないが、過去の発表の中には反省の声は見られている。「新都市」第15巻第11号の中に、山岡順二による「長崎復興計画の回顧」の中に次のようなことが書かれている。「(国際文化都市建設法)はその第一条に…目的理念を宣明し、以下その計画及び事業、事象の援助助成等に対して規定している。長崎市民はこの法律の施行によりその成果について大いに括目期待していたが、新しく取り上げられた事業は遺憾乍ら文化会館、文化公園、及び運動公園に止まった。国際文化都市建設事業として総合的に各種の施設計画を立案し、その推進に努力した関係者の一人としていささか拍子抜けの感があった」⁽²⁶⁾と。これは新たな都市計画の機会に際しても、結局、記念事業で終わってしまうことへの反省である。

石丸の「談話による記録」には、「インタビュー6 城浩氏」の中に、復興計画の公園計画担当の城氏による次のような発言が記録されている。城氏：「市のやることというのが、観光地をきれいにいたしましょう、芝生をきれいにいたしましょうとね。観光地とは何かというこ

とです、長崎市は平和公園も観光地ぐらいにしか思っていないんです。観光地にお客さんが来て、旅館が繁栄して、バス会社がもうかればそれはそれでいいんだと。その思想的な、或いは宗教的、その他文化的な公園なんていう次元の高い考え方、持っていないんですよ。それで今のような形になっておるわけです。市と県とは仲がいいんです。私は公園屋ですから、土木屋あたりがバカにするんですよ。植木屋と肩を並べて復興事業なんかできるはずがないじゃないかというくらいの時代ですよ。だけど私の方は、おまえ達の上を行くんだよ、美学を知っているかというんですが、まあそういう時代でしたからね。まあこの国鉄の駅前の広場に行っても、特徴あるローカルカラーのある駅はないでしょう。みんな同じような、あれ土木屋の設計ですよ」⁽²⁷⁾とある。これは文化事業がやや観光志向に偏り、文化公園も観光優先で、哲学が欠如であったことを指摘したものである。

6. 終わりに

以上において、戦後初期における都市計画とその状況を、いくつかの側面から考察した。そして「平和」のコンセプトに焦点を当てて、戦災復興計画から国際文化都市建設法が成立した時期に際して、「平和」コンセプトがどのような位相で、どの程度まで都市計画に反映されたかを見てきた。長崎市では「文化向上」を「平和」の招来の条件と位置づけ、「国際文化都市」の建設の目標を打ち建てたが、都市計画の中身は新たな理念の成立に依じて煮詰め、或いは革新させることなく、戦前から続いた都市計画がそのまま継続され、国際文化会館と国際文化公園と運動公園を含めた「記念事業」が「国際文化都市」の中心的な内容となり、国際文化都市の建設計画は諸方面(産業、観光、教育、厚生など)において広げられたが、記念事業に趣を置いた「平和」アピールの都市計画は、限定的で象徴的であると言わざるを得ず、都市理念の根幹から再評価されなければならないポイントとなっていると考える。

転換期というべきこの時期の都市計画は、以後の長崎市の性格に影響が大きいことが想像できる。なかんずく被爆都市にとって重要な「平和」のコンセプトを形成される時期として、土壌づくりとしての都市計画が重要であった。新しいコンセプトのもとでのリブランは、当時

の社会経済の情勢などを考えると、容易ではないかも知れないが、外部からの提案（例えば秀島案）を除き、行政からの試みは十分に見られないことが、注視すべきポイントの一つではないかと考える。「平和」が都市の空間或いは構造と結び付くことは容易ではないが、接点は必ず存在すると考える。確かな接点を見出さないと、双方の連携が弱いのではないか。そういう意味で、戦後初期の都市計画における「平和」或いは「国際文化」の理論づけとその展開は課題が残るものであったと言える。

なお、本稿は戦後初期に着目したもので、それ以後についての考察は今後引き続き、重ねていきたい。

謝辞

本考察における参考文献のうち、「長崎市の戦災復興計画と事業—いくつかの談話と資料等による記録」は石丸紀興先生から、「長崎市全図」（昭和4年）は長崎県都市計画課から提供していただいた。本研究は科学研究費（基盤（C）21K12470）の助成を受けている。合わせて謝意を表す。

注および参考文献

- (1) 李桓、長崎の都市づくりにおける「平和」のコンセプトの考察—戦後初期の復興についての論説と動向に着目して、長崎総合科学大学紀要、第61巻第2号、2021年11月、pp.113-120
- (2) 財団法人都市計画協会、新都市、第5巻第8号、長崎国際文化都市特集号、昭和26（1951）年8月1日発行
- (3) 財団法人都市計画協会、新都市、第15巻第11号、長崎県特集号、昭和36（1961）年11月1日発行
- (4) 長崎市編、復興のあゆみ、昭和35（1961）年12月1日、長崎市発行。（または、建設省編、戦災復興誌、第9巻、都市編VI、1991年6月24日発行、株式会社大空社、pp.674-748）
- (5) 石丸紀興、長崎市の戦災復興計画と事業—いくつかの談話と資料等による記録、1983年3月
- (6) 長崎市史編纂委員会、新長崎市史 第四巻現代編、長崎市、平成25年5月31日
- (7) 長崎市議会史 記述編 第3巻、長崎市議会、平成9年3月発行

- (8) 新木武志、長崎の戦災復興事業と平和祈念像建設—長崎の経済界と原爆被災者、原爆文学研究会編、原爆文学研究14、花書院2015.12、pp.190
- (9) 石丸紀興、広島は平和都市、平和記念都市として復興・展開してきたか—広島の都市思想と要請されている役割—、日本都市社会学年報 32、日本都市社会学会、2014.9発行、pp.25-44
- (10) 仙波希望、〈平和都市〉空間の系譜学、東琢磨、川本隆史、仙波希望編、忘却の記憶 広島、有限会社月曜社、2018年10月3日初版発行、pp.126-173
- (11) 西井麻里奈、広島復興の戦後史 廃墟からの「声」と都市、人文書院、2020.3.30発行
- (12) 前掲（3）、pp.45
- (13) 前掲（4）、pp.18-19
- (14) 財団法人都市計画協会、新都市、第1巻第9号、昭和22（1947）年9月1日発行、pp.16-19
- (15) 内閣・総理府、長崎国際文化都市建設法、御署名原本、昭和24年8月9日、法律第220号、国立公文書館デジタルアーカイブ（公開）
- (16) 前掲（2）、pp.9
- (17) 前掲（5）、pp.23-24
- (18) 前掲（2）、pp.17-18
- (19) 前掲（2）、pp.1
- (20) 前掲（2）、pp.2
- (21) 前掲（2）、pp.3
- (22) 前掲（2）、pp.10
- (23) 前掲（2）、pp.7
- (24) 前掲（5）、pp.2-3
- (25) 前掲（2）、pp.27-30
- (26) 前掲（3）、pp.49
- (27) 前掲（5）、pp.31